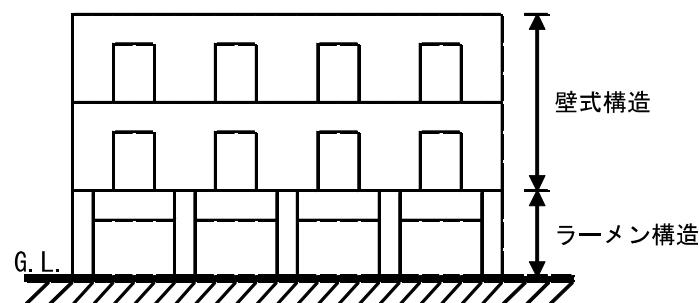
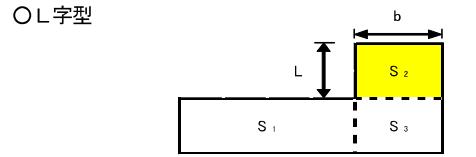
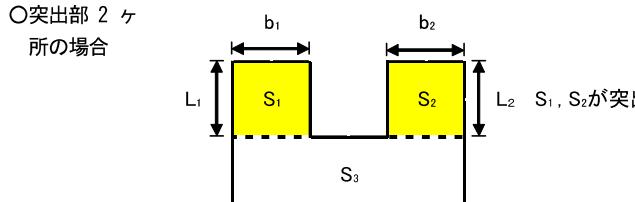
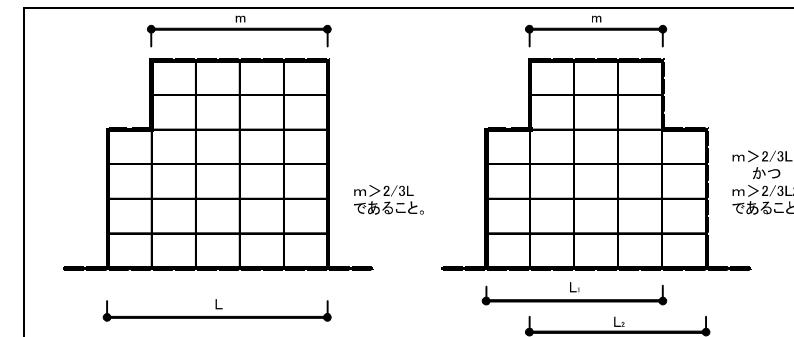
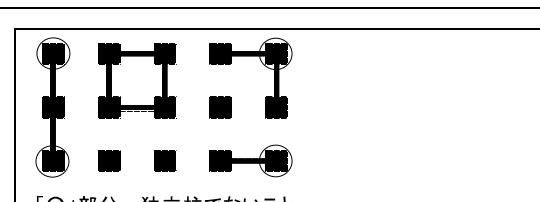


耐震性に関する基準（耐震評価基準）

建築確認日が昭和56年5月31日以前の場合（建築確認日が確認できない場合にあっては新築年月日（表示登記日）が昭和58年3月31日以前の場合）に基準が適用となります。なお、建築確認日が昭和56年6月1日以降の建築物については、新耐震設計法が盛り込まれた建築基準法が適用されることから、所要の耐震性は確保されたものとします。

※ 「耐震評価基準」は、耐震性に重大な問題がないかを簡易に評価するための基準であり、「現行の建築基準法」や「耐震改修促進法」に定める耐震性を有しているかどうかを評価するための基準ではありません。

構造形式	① 構造形式がラーメン構造と壁式構造の上下混用となっていないこと
	建物の構造形式がラーメン構造と壁式構造の上下混用となっていないこと
平面形状	
	② 平面形状が著しく不整形でないこと 平面形状が次のすべてに該当していること。なお、判定に当たっては、外部階段、バルコニー等についてはないものとして判定する。また、吹き抜けで梁のあるケースについても、吹き抜けがないものとして判定する。 ア. ずれの寸法が2m以内もしくは全幅の1/2以内であること。 イ. 建物の突出部の長さが幅の1/2以下であること、もしくは突出部の面積が水平投影面積の30%以内であること。 ○L字型  S2 が突出部のとき $L \leq 1/2b$ であること または $S2 \leq (S1+S2+S3)$ の 30% であること ※「ずれ」かつ「突出部」がある場合については、検査機関、適合証明技術者または機構にお問い合わせください。 ○突出部 2ヶ所の場合  $(L1 \leq 1/2b1 \text{ または } S1 \leq (S1+S2+S3) \text{ の } 30\%)$ かつ $(L2 \leq 1/2b2 \text{ または } S2 \leq (S1+S2+S3) \text{ の } 30\%)$
立面形状	③ セットバックが大きくないこと 建物にセットバック部分がある場合には、セットバックをしていない部分の長さが建物全体の長さの2/3（ただし、壁式構造の場合は1/2）を超えていること。
	
ピロティ	④ ピロティ部分が偏在していないこと ピロティ部分を有する場合は、建物のすみ部分（出しみ部分のみ）が独立柱になっていないこと。 ※「独立柱」がある場合については、検査機関、適合証明技術者または機構にお問い合わせください。  「O」部分 = 独立柱でないこと